

東インター大通り区域沿道景観形成基準

<p>■景観形成基本方針</p> <p>田園景観から金沢の伝統的街並みに至る景観的グラデーションを演出しつつ、通りとしての調和と統一感に配慮することで、心地よい沿道景観を創出する。</p>					
区 間 別 方 針	I 区間 (田中橋～田中交差点)	II 区間 (田中交差点～高柳交差点)	III 区間 (高柳交差点～森山北交差点)	IV 区間 (森山北交差点～東山交差点)	
	・開放感ある田園景観の保全による、潤いのある心地よい景観づくり	・金沢への玄関口としてふさわしい風格と田園景観との調和に配慮した景観づくり	・金沢の中心部に向かう期待感を与え、品格と秩序のある景観づくり	・伝統的街並みへの導入部分としての演出と秩序と統一感のある景観づくり	
沿道景観形成基準	<p>共通基準</p> <p>■誰もが安心して利用できる道路構造とし、適正な維持管理を行う。</p> <p>■歩道舗装は、道路付属物や道路占用物の意匠及び色彩とのバランスを考慮しながら、本区域の統一的な景観演出に配慮する。</p> <p>■路面の塗装により注意喚起等を行う場合は、伝統的な色彩を用いる。</p> <p>■歩行者や運転者が潤いと安らぎを感じられ、また、沿道全体で調和と統一感が感じられるよう、街路樹の連続的な配置及び既存の街路樹の適正な維持管理に努める。</p> <p>■道路付属物（街路灯、防護柵、道路標識の支柱・裏面等）の色彩は、区間基準に基づくとともに、通りとしての連続性に配慮する。</p> <p>■道路付属物は、集約化や意匠の統一を図るなど、すっきりとした沿道景観の創出に努める。</p> <p>■主要な交差点においては、街並みの節目（目標、距離感、方向性）となる魅力ある空間として、植栽やデザインに配慮した誘導案内板等により、個性ある景観創出に努める。</p>				
	<p>区間基準</p>				
	※1	I・II区間	III区間	IV区間	
	道路付属物	・グレー又は濃茶		・濃茶	
	・田園景観に調和した主張しすぎない簡素なデザインとなるよう努める。	・金沢の中心部に向かう期待感を抱かせるデザインとなるよう努める。	・伝統的街並みへの導入部分として相応しいデザインとなるよう努める。		

沿道景観形成基準	広告物等	<p>共通基準</p> <p>■屋上広告については、すっきりとした心地よい沿道景観の創出を図るため禁止とする。</p> <p>■独立自家広告を設置する場合は、1住所（1敷地）に1基とする。ただし、必要最小限の駐車場誘導広告等は除く。</p> <p>■自家広告以外の広告については設置してはならない。ただし、誘導を目的とし、以下の条件を満足するものについてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1住所（1敷地）に1基までとし、高さは4m以下 ・1基で1面あたりの面積の合計は1.5㎡（両面で3㎡）以下 ・広告板に使用する色彩は、彩度10以下、1面あたり2色以内を基本とする。 <p>■蛍光塗料、赤・黄色等原色のみでの面的使用、点滅照明、可変表示広告（電光表示板や大型LED等）は禁止とする。</p> <p>■支柱の色彩は、低彩度の茶またはグレーとする。</p> <p>※敷地面積が1000㎡以上の商業業務施設※²は、沿道景観形成上支障がない範囲内において金沢市屋外広告物等に関する条例の基準まで緩和することができる。</p>	
		<p>共通基準</p> <p>■高さについては、周辺の住環境等への影響を考慮し、沿道の街並みとの調和や連続性に配慮する。</p> <p>■主要な交差点に面する建築物等は、沿道景観に変化を与え、まちかどの特徴を表出するため、壁面の意匠等の工夫に努める。</p> <p>■敷地境界付近については、周辺からの見え方への配慮および災害時の安全性を確保するため、コンクリートブロック塀等の使用は避け、積極的に生垣や植栽を設置するよう努める。</p>	
		<p>区間基準</p>	
		※1	I・II・III区間
建築物等	壁面等の位置	・壁面等※ ³ から（都）東山・内灘線の道路境界線までの距離は、原則として1m（公共公益施設や敷地面積が1,000㎡以上の商業業務施設※ ² については2m）以上確保する。	・伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面位置を揃えるよう努める。
	色彩	・外壁は、グレーや低彩度の落ち着いた色調を基本とする。	・外壁は、グレー、中低明度・低彩度の茶等の落ち着いた色調を基本とする。
	形態・意匠	・上部の形態を整えるなど、すっきりとした景観を形成するよう努める。	・勾配屋根や伝統的意匠の採用などに努め、周辺からの見え方に配慮する。
		※沿道に面する商業業務施設※ ² は周辺景観との調和に特に配慮すること。	

沿道景観形成基準	土地の形質	共通基準 ■土地の形質の変更を行う場合には、周辺環境との調和に配慮する。 ■駐車場を整備する場合は、周辺からの見え方に配慮して、道路境界部付近の花木、中高木の植栽や周囲の生垣緑化、路面緑化等の修景に努める。	
	緑化	共通基準 ■沿道景観に潤いを与え、金沢への来訪者や施設利用者へのもてなしの意を表すため、特に道路側の緑化に努める。公共公益施設や商業業務施設※ ² については、特に配慮すること。 ■独立自家広告等の工作物の足元の緑化や建築物の屋上緑化・壁面緑化等を検討し、周辺の街路樹と一体となった緑化空間の創出に努める。 ■敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合、その保全・活用に努める。 ■街路樹や公園内樹木の落ち葉清掃等の維持管理活動に協力する。	
		I・II・III区間	IV区間
その他	共通基準 ■屋外に設置する設備機器は、道路から直接見えにくい場所に設置する。やむを得ず道路に面する側に設置する場合には、ルーバー等の目隠し修景により周辺からの見え方に配慮する。 ■物件のたい積を行う場合は、周辺の景観を阻害しないよう、敷地内の適切な維持管理を行い、敷地周囲の緑化等による目隠し修景に努める。 ■道路占用物の形態、意匠及び色彩は、華美でなく洗練されたものとなるよう努める。 ■雑草やゴミの除去等の適切な維持管理によって、沿道景観の向上に努める。		

※1 (都) 東山・内灘線に関する基準

※2 次に掲げる施設をいう。

- ア 物品販売業を営む店舗又は飲食店
- イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- ウ ボーリング場、スケート場又は水泳場
- エ その他アからウまでに掲げる施設に類するもの

※3 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面をいう。